



水無月

梅雨入りを前に、木々の緑がいつそう深まり蒸し暑さを感じる季節となりました。

5月の大型連休を終え、新規陽性者数こそ増加したものの、社会経済活動も徐々に活気をとりもどしつつあります。

屋外でのマスク着用の緩和や外国人観光客の入国に向けた取り組みなど、今後に向けた話題も出ており、徐々に気も緩んでくる頃ではありますが、今まで同様の感染対策を行っていただきますようお願いいたします。

■技能実習生の配属について

4月20日に入国したカンボジアの技能実習生は、入国後講習を終え、予定通り5月23日に配属となりました。5月に入国した中国・ベトナムの技能実習生についても現在講習を実施しており、予定通り6月に順次配属となります。



■今後の入国について

6月1日から入国者の入国時PCR検査及び入国後待機期間が見直されます。国・地域を「赤」・「黄」・「青」の3つに区分し、母国での出国前検査を維持しつつ、入国後の措置について区分ごとに待機措置と検査が緩和されます。(5月末時点で「青」となる中国・カンボジアは待機免除、「黄」のベトナムは自主隔離最大7日間)

また、入国者総数の上限については、現在の1日10,000人を、20,000人に引き上げられる予定です。なお、この入国数は6月10日より再開される外国人観光客の受入れ人数も含まれます。

■技能実習生を受け入れる心得として

最近、中国やベトナムの各送り出し機関へ技能実習生の募集依頼をしても、**候補者の募集、確保が大変厳しい状況になってきています**。特に、「建設系作業」については難しくなっています。**その理由としては、母国の経済発展により給与水準が上がり、日本で得られる収入を比較してもメリットが少なくなってきました**。

また、**実習実施者によっては技能実習生に対する偏見（見下したりバカにした意識）や人権侵害行為（暴言、暴力、差別的な扱いなど）により、問題となるばかりか訴訟にまで発展するなど、世界的にも日本で技能実習生として働くというイメージが低下しています**。このままだと日本に来てくれる技能実習生はいなくなってしまうのではないかと懸念しています。

そのような状況の中、各国送り出し機関における候補者募集にあたっては、「日本での技能実習で得られるものはお金だけでなく、日本語習得、生活や仕事を通じて先進的な考え方など、将来的な展望を踏まえた説明」をし、理解を得られた候補者にWEB面接に参加してもらい選抜しています。

技能実習生を受け入れる実習実施者の皆様においては、**このような状況においても来てくれた技能実習生の心情や誠意に敬意を払い、暖かく迎え入れ、有意義な生活や生産活動ができるよう、以下の点を心得ていただきますようお願いいたします**。

- ①まず、「自分が外国で働く技能実習生だったら」を考えてみてください。
- ②来てくれた技能実習生に対し、日頃から感謝の気持ちを持って接してください。
- ③どこの国の技能実習生に対しても偏見を持たず、平等に接してください。
- ④丁寧な指導を心がけてください。(やってみせ、言って聞かせてさせてみて、ホメてやらねば人は動かず)
- ⑤言葉が通じなくても、表情や言動で伝わります。



技能実習生は貴重な戦力であり会社の財産です。生産性向上のためにも上手に対応、ご活用してください。

■配属まもない技能実習生への指導対応について

入国した技能実習生は、入国前講習（各国送出し機関によるWEB講習）、入国後講習を経て、実習実施者の皆様の会社に配属されます。配属までには日本語や日本の文化習慣、礼儀やマナー、生活ルールなどを学びますが、コロナ前に入国した技能実習生達より対面指導の時間が少なく、断続的な教育指導になってしまったこともあり、十分身につけていない人もみられます。特に基本的な生活習慣につきまちは、当組合職員も巡回指導において随時指導しますが**以下の点について実習実施者の皆様にもご指導と状況確認をお願いいたします**。

- | | |
|------------------------|------------------------|
| ・ 宿舎内外の物品の扱い方 | ・ 宿舎での過ごし方（周囲に迷惑をかけない） |
| ・ 電気、ガス、水道の使い方（ムダにしない） | ・ ごみの捨て方などその他の生活指導 |



■中国技能実習生の帰国前検査対応について（2022年5月30日より改定）

駐日中国大使館から、5月30日より日本から中国へ帰国する場合には、下記の手順に変更すると発表がありました。帰国を控えた技能実習生のスケジュール調整のため、実習実施者の皆様におかれては確認をお願いいたします。



未感染者	1回目PCR検査	搭乗予定日2日前	指定検査機関での検査
	2回目PCR検査	搭乗予定日24時間前	特別指定検査機関での検査 ※1回目と同じ検査機関は不可
	健康コード申請		
	抗原検査	出発時刻の12時間前	指定検査機関での検査
	グリーン健康コード+迅速抗体検査陰性証明書を持参して搭乗手続		
既感染者	肺部検査と事前審査はなし。完治確認のために指定検査機関における2回のPCR検査（3日以内24時間間隔空ける、同一機関でも可）と、PCR検査の翌日より最低2ヶ月の健康観察が求められます。		

■組合による監査が終了しました

5月9日より実施した「組合による監査」につきまして、実習実施者の皆様におかれましては、監査へのご協力ありがとうございました。皆様の準備がしっかりされておりましたので、備付書類のチェックもスムーズに進めることができました。指摘事項こそ少なくなっておりますが、今回の監査で組合より指摘させていただいた事項をご案内いたします。実習実施者の皆様におかれては確認のほどよろしくをお願いいたします。



◆36協定書の未申請・未保管

法定労働時間を超えて労働者に時間外労働をさせる場合や法定休日に労働させる場合には、36協定の締結と届出が必要となります。「届出を行っていない」「更新されていない」「3年間の保管期限のある協定書の保管がされていない」など。

◆残業時間の調整について

36協定の特別条項を設け、技能実習機構に軽微変更の届け出をしたとしても、1ヶ月あたり45時間を超える時間外労働ができるのは年間最大6回までとなっております。日頃より、残業時間については計画性をもっていただき、できるかぎり月の残業時間が45時間以内に収まるよう意識づけをお願いいたします。

◆定期健康診断未実施

定期健康診断は、1年以内ごとに、定期に実施します。常時深夜業に従事する技能実習生については6カ月以内ごとに健康診断が必要です。スケジュールを確保して実施してください。

■今後の行事予定

6月1日(水)	・技能実習生 入国対応 (カンボジア)	6月30日(木)	・技能実習生 帰国対応 (ベトナム)
6月3日(金)	・技能実習生 入国対応 (中国)	7月4日(月)	・技能実習生 配属対応 (中国・カンボジア)
6月7日(火)	・技能実習生 配属対応 (ベトナム)	7月8日(金)	・ 技能評価試験 (とび専門級・千葉若松試験場)
6月18日(土)	・技能実習生 配属対応 (中国・ベトナム)	7月12日(火)	・ 技能評価試験 (農業専門級・成田文化会館)
6月22日(水)	・技能実習生 帰国対応 (中国)	7月15日(金)	・ 技能評価試験 (型枠専門級・ちば仕事プラザ)

組合ホームページでも随時
情報発信中です是非ご覧ください

鹿島人材養成事業協同組合

検索

ホームページ
QRコード→



(発行) 鹿島人材養成事業協同組合

〒314-0254 茨城県神栖市太田 523-27 TEL 0479-46-0444